

奈良県告示第四百四十四号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百四号）第一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
谷本 利雄	祥メデイカルマツサージ院 生駒市小瀬町七一九―三	平成二十六年五月一日
流川 道	祥メデイカルマツサージ院 生駒市小瀬町七一九―三	平成二十六年五月一日
荒木 秀伸	祥メデイカルマツサージ院 生駒市小瀬町七一九―三	平成二十六年五月一日
宮里 元気	みやさと治療院（訪問） 北葛城郡王寺町明神一丁目六番 二六号	平成二十六年五月一日
福貴 真理子	辻鍼灸整骨院 生駒市壱分町八三一―五五	平成二十六年五月一日
安藤 伸之	西池尻整骨院 橿原市西池尻町三七五―九	平成二十六年五月二十六 日
藤川 いく代	藤川鍼灸院八木分院 橿原市地黄町三三四―一六	平成二十六年六月一日

藤川 孝代

藤川鍼灸院八木分院  
檀原市地黄町三三四―一六

平成二十六年六月一日